

令和4年度第17回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和4年（2022年）10月17日（月）午後4時30分～6時30分
2. 場 所 国立市役所 第1・2会議室
3. 出席者 委員9名
委員 炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、神田委員、韓委員、
藤沢委員、三井委員、渡邊委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、桑代主事）

【炭谷会長】 審議会を開始いたします。本日はまず1つ目に、前回も確認した「人権救済・相談支援体制の構築」に関する審議会の意見について、これまでの審議を踏まえた内容を確認したいと思います。2つ目として、「人権教育・啓発の推進」について、これまでの審議を踏まえた内容を確認させていただきたいと思います。3つ目は、今回からのテーマとなりますが、「人権に配慮した環境整備」について事務局からの説明をもとに意見交換したいと思います。途中、休憩を10分間程度挟みます。

議題に入る前に、前回審議会の冒頭に三井委員会から審議会の進め方に関してご意見がございました。これについて、その後、私と事務局で協議をいたしまして、その内容について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 前回、三井委員から今後の進め方に関してご意見頂いたところです。その後、会長のご指示も頂きまして、三井委員と事務局とで少し詳細のやり取りをさせていただきました。本日の資料でもありますとおり、人権救済及び相談支援の体制についての今後の進め方ということで、今日もまた皆様には確認を頂きますが、さらにもう一步踏み込んで検証するために少し事例を用いながら、今回の相談支援体制、救済の体制については、例えば現状の国立市の支援体制、または法的な整備についても十分なのか、対応できているのかどうかということをぜひ検証しながら進めてはどうかというお話でした。

改めて会長及び副会長と話をさせていただきまして、相談支援体制・救済の体制はこの基本方針の1つの肝といいますか、柱になるべきことですので、ここについては少し事例を用いながら皆様と一緒に議論を深めていけたらどうかということで整理をさせていただいたところです。会長にお戻しいたします。

【炭谷会長】 私から補足しますと、事務局と相談いたしまして、救済や相談支援体制は具体的に現状で機能しているのかどうか。また、これについて問題点は何なのか。今度の改善策はちゃんと機能するのかどうか。やはり具体的に見ておかないと問題点や改善策は出てこないだろうと。このケースというのはできれば一番難しいケースなどを考えたほうがいいのではないかなと思っておりますけれども、頭に描いておりますのは2つぐらいですかね。2つの事例を想定して検証したらどうかなという状況でございます。ご意見等がありましたら、よろしくお願いします。

特にご意見がなければこれにつきましては、副会長とも相談いたしまして、事務局と私どもで相談をいたしましてどのような事例がよいか、次回の審議会において個別の案件で

シミュレーションしてみたいと思っております。このようなことでいかがでございましょうか。もし意見がなければそのような段取りで次回進めさせていただきたいと思います。そのほうがよくご理解いただけるのではないかなと思います。

特にご意見がなければこのような形で進めさせていただきます。このようなことをやれば、より我々の審議会の検討も深まるのではないかなと思います。

【事務局】 今会長からも一番難しい事例を挙げたほうがいいのではないかというお話がありましたが、非常に広範な人権問題がある中で、この事例の挙げ方についてどのように、例えば皆様からこういった事例はということ事前に少し事務局に挙げていただいて、そこでその案を持って会長、副会長と協議をさせていただいて2つ程度挙げさせていただく形がよろしいか、それとも、そもそも事務局も含めてこちらで思い描く対応が非常に難しいと思われるような事例を挙げたほうがいいのか、少しその辺りご意見といいますか、頂けますと事務局としては助かります。

【炭谷会長】 事務局からこれからの作業の手順としてお話がございました。ただそう言われても、すぐにこの場で答えを言うというのは多分皆様方も難しいことだろうと思います。これについてどうしましょうか。もしあれば事務局に寄せていただいて、それを基にして。この場で何か事例を頂くというのは難しいのではないかなと思うのです。ですから、次回の審議会まで少し時間があるようですので、1、2週間の間でこういう事例がいいのではないかという意見を出していただいたほうが、私どもも事務局も検討する上で非常に手がかりになりますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうかね。

【古川委員】 やはり検討するのは本当に具体的な事案でないと抽象的に議論しても深まらないと思うので、できれば市内で起こった人権侵害に対して、当時対応したのだけでも十分と言えなかったというものがあれば、これまで検討したことに当てはめて対応できるのかどうかという形で検討しないと、細かいところを聞き始めてそこはよく分からないのですけどと止まってしまうので、細かいところまで把握できている案件を素材として挙げていただけると議論が深まるのかなと考えます。

【炭谷会長】 そのとおりですね。一番いいのは現実的に非常に困った事例ですね。市で起こった事例がいいのかなと思います。それは副会長のご意見も踏まえてです。ほかにご意見が特になければこのようなことでやらせていただきます。

【事務局】 もし皆様に想定できる事例がございましたら、10月末までに事務局まで事例を頂けますでしょうか。くれぐれも提出頂く際には個人情報等が含まれない形でご提出をよろしくお願いいたします。

【炭谷会長】 それでは、今日の議題に入りたいと思います。議題1について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 資料1をご覧ください。まず1ポツでございすけれども、この点、縦横の連携という書き方に関して、もう少し具体的にした方がいいのではないかというご意見や、相談体制のみではなくて官民一体となって取り組むのだということをきちんと示す文言が必要ではないか、そもそも市職員の理解、知らないことが多いのではないかというご指摘もありましたので、その点含めて文章を修正させていただいています。

2 番目ですが、細かな文言訂正もございますが、3 段目の「そのため」といったところ、市内の事業者等への働きかけも必要ではないかというご指摘ございましたので、その点を追記させていただいています。

3 番目は、大きな変更はなく細かな文言訂正のみとなっております。

4 番目は、広報に関する内容が2つ並んでおりましたので、SNSの観点を合わせた形で1つとして書かせていただいています。

5 番目ですけれども、こちらも細かな文言訂正ございますけど、相談体制の不断の見直しを行うという形で書かせていただいているところです。

以上5点が少し具体的な指摘、ご意見という形でまとめさせていただいてまして、その他、附帯意見として、総論的なところで書かせていただいているのが、その下のものとなります。こちら文章の並びの修正でしたり、細かな文言訂正のほか、主語がどこか分からないというご指摘を頂いたところもありましたので、その点訂正しています。それから、市民から信頼され安心して相談することのできる場所となることが重要であるといった旨も今回追記させていただいています。

それから2 番目ですが、こちらも文言の微妙な修正、それから文章の入替え等ございますが、内容としては前回と大きく変わっているところはございません。以上が、相談支援の体制に関することというところです。

続いて人権救済に関することですが、こちらも3 点、前回見ていただいたところにご意見等頂戴したところです。

1 番目のところは細かな文言訂正のみで趣旨等は変わっていません。

2 番目のインターネットの部分ですが、モニタリングという言葉が突然出てくるところで、補足が必要といったご指摘を頂きましたので、3 行目辺りですけれども、市民等に関するインターネット上での差別的な表現について定期的に監視・対応（モニタリング）するなどの対応を早期に講じることという書きぶりに修正させていただきました。

3 番目ですが、こちらも趣旨等は特に変更してございませんが、独立した第三者機関とは何かというご意見もいただいていたので、当事者とは異なった第三者による審議機関の設置という表現に変更させていただいています。

その下のその他、附帯意見のところですが、1 番目についてははてにをは修正をしていますけれども、特段趣旨は変更していません。2 番目については、こちらも主語が不明確だと、誤解を与えるような文言等ございましたので、その点変更させていただいて、それから最後にソーシャル・インクルージョンの理念の理解促進に努める姿勢が重要であるといった文言を追記させていただきました。資料の説明は以上です。

【炭谷会長】 それでは、これについてのご意見がございましたらお願いします。

【韓委員】 人権救済に関することのところで、前回見逃していたら申し訳ないのですが、被害者の自立というのはどういうことを意味していますでしょうか。自立が意味するところが若干分からないというか、自立はみんな必要だと思うのですが、被害者の自立というのが。救済なら分かるのですが。

【事務局】 ここで意味している自立ですけれども、何か侵害を受けて、例えば社会的に

少し生活しづらくなったとか、働けなくなった、家から出られなくなった、そういった状況を想定していき、その場合に自治体、民間を含めた官民の支援によって社会復帰していく、自分の生活を取り戻していくという意味での自立という言葉を使わせていただきましたが、もっと適切な言葉や言い回しがあればご指摘いただければと思います。

【韓委員】 今すぐ浮かばないのですが、これだけだと若干違和感があるかなと。自立支援というと文脈的に異なる受け取られ方になってしまうような気がちょっします。でも、やっぱりそれは被害の回復、現状復帰ということですよ。だとしたらむしろ被害の回復というか。自立というと、被害とは関係なく自立が難しい状況があつて、自立するというイメージがあるので、今どう直せばいいか分かりませんが、気になりました。

【炭谷会長】 確かにご指摘を受ければ一般的に使う自立と、私もちょっと違和感がありますね。他の言葉に変えてみます。ほかに何かございませんでしょうか。私は個人的には人権救済の3、これから検討するこの文は非常に重い部分だろうと思っています。たまたまですけれども、おとといの東京新聞に沖縄でヘイトスピーチが大変多いので、沖縄県が条例化を検討していると詳しく載っていて、沖縄でも大変な状況が起こっているのだなと思っておりました。だからこれはいろいろな自治体でも非常に大きな課題になっているのだらうなと思います。大体これで3点カバーできるのではないかなと思います。

【韓委員】 今の人権救済に関するこのその他、附帯意見の2のところ、カッコがついているのですが、「加害者との『対話』」、主語が市なので加害者との対話を重視するというのは理解できるのですが、対話というよりも、やっぱり啓蒙だったり教育だったりするのではないのでしょうか。対話というと加害者の言い分を聞くとか、どこか対等な感じがして。加害者に対しては働きかけるという立場だと思うのですよね、市として。人権救済という中でやるべきことは。だから対話ではないのではないかなと。何をしようとしているかは分かるのですけれども、この言葉遣いの問題だと思いますが、働きかけとか、教育とか啓蒙とか、そういった意味合いの言葉がいいのではないかなと思いました。

【炭谷会長】 若干戸惑いがあるのでかぎ括弧で書いて事務局は苦勞されたと思います。対話というと何か違和感を感じますね。

【事務局】 対話という言葉がイメージするものは非常に広い物かと思います。例えばしょうがいしゃ虐待、または高齢者虐待等に関しましては、行為の加害者側に対しては、逆に言うと何らかの支援が必要な方ということで、その方がなぜそういった行為に至ったのかの背景まで市としては話をします。そういった場合には、比較的その方の考えや思いを聞き入れる対話に近い部分があるかもしれませんが、一方で例えばDV被害等の文脈でいきますと、加害者側と接触することは、やっぱり市としてはしていかないという形もありますので、少し対話がどっちもとれるような言葉になっているかなという印象があります。比較的対話という言葉でソーシャル・インクルージョンという考え方をういながら、なるべく対話を重視していこうという意味で使っていますけれども、ちょっとここは加害者との関係の中での対話というのは非常に誤解されてしまう可能性もありますので、改めて文章表現を考えさせていただきたいと思います。

【韓委員】 むしろ加害者と関わるということですよ。対話というよりも、市がそこにコミットするというか、加害者を単に罰して終わりとかではなくて。やっぱり働きかけるとか、そこに介入するというか、何かそういった文言がふさわしいような気がしました。

【炭谷会長】 私はこれを読んで、加害者に対する言わば啓発的な、十分理解してもらおうと、一方的に強制的に何かやるのではなくて、加害者も十分理解した上で直してもらおうという意味を含めたと思うのですけれども、文言を検討してみたいと思います。

【渡邊委員】 第三者による審議機関の設置と書いてありますが、ここで考えられていますのは、審議するのではなくて審査する機関ではないかと思います。その点は修正したほうがいいかなと思いました。

【藤沢委員】 相談支援の体制に関することについてですが、縦横の連携とか、どちらかというと行政機関内部の話かと思います。私が最初に発言したときに、現場に行って、現場を歩き回って、現場の人の環境の中でやるということがないと駄目だろうということは強調したつもりでした。役所の相談ですから、やっぱり現場に行って、現場ということが一番相談体制、内容を含めてわかっているわけですから、そこもどうできるかということがないとちょっと足りないのではないかと。それでは人権相談には来ないだろうと。とにかく回って関係をつくりながら聞いていくと。だから、窓口対応する人に正しく解決能力を求めてもそれは駄目なので、それは持ち帰って役所の関係でやるなら横の連携で。やはりまずは相談する、現場の人たちを含めてそれとの連携をつくるというのが不可欠だと思うのですよね、そこをちゃんと解決したほうがいい。現場と連携しながら相談事業をすることは必要。行政内部の縦割りとか連携とかあると思うのですけれども、それも大丈夫だと思うのですけど、まずは全体のことでしたので発言しました。

【大島委員】 私としては、結構直したほうがいいのではないかと思うことはあったのですけれども、一々言ったほうがよろしいでしょうか。

【炭谷会長】 もし、文言の訂正であったら、後で出していただいたほうが効率的だと思いますので、事務局まで出していただければ、よいものに仕上がると思います。今出ましたようにさらに文言の訂正でこうやったらどうかということについては、ご遠慮なく事務局まで伝えていただいて、私のほうでまとめさせていただきます。

それでは、この案件はこのようにいたしまして、続いて資料2の説明をお願いします。

【事務局】 資料2についてです。人権教育・啓発の推進ということで、こちらも前回ご指摘等を頂いたものを踏まえ、修正をさせていただいたものでございます。

1番目からですけれども、細かな文言訂正等ございますが、大きく趣旨は変わっておりません。通勤、通学で市に関係を持っている方々へのアプローチもというお話も頂きましたので、その点含めて記載をしています。

2番目ですけれども、前回まではいわゆる人権博物館という書き方をさせていただいておりました。博物館と書いていたのですけれども、一般的に博物館というと展示がされている、見て終わりの建物というイメージもあるのかなと思ひまして、一旦は人権発信拠点という形で少し修正をさせていただきましたが、こちらも何か差別の歴史や経過、何を伝えていくかということを残したり、そこで日常的に伝える場というもの言い回しで何か

よいものがございましたら、またご指摘を頂ければと思ってございます。

3番は、前回まではなかったところで追記をさせていただきました。前回、社会教育の観点が必要ではというご指摘を頂きましたので、社会教育の活用をした講座等の充実、それから場所としての市民への広い開放。その点を追記させていただきました。

それから4番、こちらは文言の入替え等ございますが、大きくは学校教育等に関して趣旨等は変わってございません。言葉の変更のみとなっています。

その他、附帯意見ですけれども、まず主語が少し不明確だったところがございますので、書き出しを「市は」という形にさせていただいて、「また」以降のところを追記したものでございます。当事者が自身の差別等の体験について発信することは負担を伴うものであるというご指摘も頂いたので、その点追記しています。

2番については大きく変わっていませんで、3番、これは新しく追記したものですけれども、基本的な考えとか基準というのは、もちろん変わらない部分もございますけど、世界を見れば少しずつ変わっていくものであるというところから、だからやり続けていくことが大事なのだというご指摘を頂きましたので、その点含めて書かせていただきました。それから「また」以降のところですけども、国内とか東京都、そういったところのみではなく、国際的な基準に基づいて国立市らしい活動をしていくことが必要なのではないかと、そういったことも頂きましたのでその旨書かせていただいたところでございます。

【炭谷会長】 ご意見があれば出していただければと思います。

【押田委員】 人権博物館という言い方を人権発信拠点と少し言葉を替えたという話がありました。人権発信拠点というのは、言わんとするところはそのとおりだと思うのですが、この間、去年からずっと国立市らしい人権博物館ということをやっぱりずっと何回もいろいろな方からも発言があったことを考えると、いきなり人権博物館という文言を削ってしまうのは違和感があるなと思いますので、例えば人権発信拠点と並ぶような形で人権博物館と、例えばそこを括弧でもいいから少なくとも入れてほしいなと思います。

【炭谷会長】 そうですね、人権博物館がないとちょっと寂しいですね。これについてのご意見はございませんでしょうか。

【三井委員】 私も押田委員が言ったことと同じ意見で博物館としてほしいです。

【炭谷会長】 分かりました。これ落とした理由というのは、博物館というと展示とか、そういうイメージがあるからということで落とされたということでありましたけれども、何か文章の中でうまく工夫して人権博物館をやはり作るのだということを審議会の答申・意見としては大きなインパクトを与えますよね。人権発信拠点と書いても新聞は書かない。人権博物館という言葉はやっぱり私も入れたほうがいいのではないかなと思う。そうしないと焦点がぼけてしまう感じがするね。また、工夫して人権博物館の言葉が残るような、そして古い、例えば単に物を保存していくとか、展示するというイメージでないような書き方を工夫してみたいと思います。

次に資料3に入らせていただきたいと思います。人権に配慮した環境整備について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 まず「ソーシャルファーム」、それから裏面ですけども、「コミュニティと

つながる場」ですとか、3枚目「ユニバーサルデザイン」について、それから「ポジティブ・アクション」について、この4観点でそれぞれの定義ですとか、国立市がそのことについて現状どういった取組を行っているかということのを少しまとめさせていただいたものでして、今後審議会として取りまとめていただくに当たりどういった観点が必要かといったところを、この後ご意見を頂ければと思っています。

まず、「ソーシャルファーム」ですが、全国で初めて条例化したのが東京都ということで、その条例に基づく定義をまず初めに記載しています。事業からの収入を主たる財源として運営していること、就労困難者と認められる者を相当数雇用していること、他の従業員とともに働いている企業であること、この3点が要件でして、これを満たせば、東京都の条例に基づいてしょうがいしゃ等を雇用しているという意味でのソーシャルファームだという、条例では認証という言い方がされていますけれども、認証が行われるようです。

参考として、炭谷会長の済生会のホームページにもこのソーシャルファームのことについて少し記載がございましたので、引用させていただきました。「障害者や引きこもり、ホームレスなど、さまざまな理由で働きづらさを抱える人がいます。そうした人々を雇用して他の従業員と一緒に働く場をつくり、事業収入を主な財源として運営する社会的企業を「ソーシャルファーム (S o c i a l F i r m)」と呼びます。それぞれが支えながら同じ船上で、自分の特性を活かした役割を担って大きな船を動かしている、そんなイメージです。日本では、2019年12月、東京都でソーシャルファームを推進するための全国初の条例ができました」というところで、ご紹介をさせていただきます。

具体的に東京都では何をやっているかというところがその下①、②、③ですけれども、今申し上げましたように、まず基準を満たしているところに対して認証するという行為がございします。それで認証をされた企業に対して、運営に係る費用の一部を補助するという仕組みがあるようです。それから3番目ですけれども、今後ソーシャルファームの創設を検討している事業者の方を対象に情報提供や支援を行う。雇用ノウハウを提供するための相談を実施するといった、相談・助言等を実施すると。この3点が東京都で現在行われている取組というところで紹介させていただきます。

では国立市においてというところで、あくまで社会福祉協議会という立ち位置になってしまいますけれども1点ご紹介させていただければと思っています。福祉会館の1階に「喫茶わかば」という喫茶店がございまして、お配りした「まごころ7月号」を御覧いただければと思います。働きづらさを抱えた方が実習生として体験を重ねていく小さな喫茶店という形になってございます。右下のところ、少ししか文言はございませんが、こういった形で実習生が1人1人できることや役割が異なる中で、一生懸命現地で実習を行っているという形になってございます。東京都の条例に照らしたソーシャルファームの認証を受けた取組とはなっていないものの、それに近い形で実際に運用をしている喫茶店となっています。その他として、土地の有効活用と書かせていただきましたけれども、一部の土地を有効活用いたしまして、引きこもり状態等の青少年と一緒に農作業を実施する取組も現在スタートさせているところでございます。

続いて「コミュニティとつながる場」というところでは、こちら地域共生社会という言葉

葉で少しまとめさせていただきましたけれども、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源というものが世代や分野を超えてつながることで、住民1人1人の暮らし、生きがい、地域をともに作っていく社会という形でいわれているところがございますし、その下、薄い四角ですけれども、国の方針などにおいても当然のことといえは当然なのですけれども言われているところです。

では、国立市はどういった取組がというところが下の太い枠組みになります。幾つかございますけれども、人権課題に関する学習会、昨年のアイヌ学習会をはじめ、例えば人権月間等の啓発活動を通じた年間を通しての事業を行っているところですか、それから子どもの居場所づくりとして子ども食堂や、学習支援等を地域において実施しているところに対して支援をしているといったものがございます。

それから3・4点目、これはジェンダーの観点ですとか、セクシュアル・マイノリティの観点ですけれども、生きづらさを抱えている方々がともに集い交流できる場を近隣の市とも連携して実施しているところがございます。

それから、認知症カフェという高齢者が日頃困っていること、分からないことを話せたり交流できたりする場というものですとか、先ほど申し上げました社会福祉協議会による様々な支援活動が実施されているところですし、先ほどご説明したソーシャルファームに向けた取組、こういったものもコミュニティとつながる場としては入ってくるのかなと考えておりまして記載させていただいています。

続いて、3点目に「ユニバーサルデザイン」の部分です。1980年代にアメリカの大学の教授が提唱したと言われているものですが、しょうがいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方となっております、バリアフリーはどちらかという今ある障壁を取っ払っていくと、バリアをフリーにするという意味で使われることが多くございますけれども、こちらユニバーサルデザインという部分で書かせていただきました。7つの原則があると言われてございまして、公平性、自由度、単純性、明確さ、安全性、持続性、空間性という原則が備わっていると言われてしています。

その下、国立市の取組としてですが、都市計画マスタープランの文言を少し抜粋させていただきました。こういった各プランに当然ながらユニバーサルデザインですとか、バリアフリーという文言を基に様々な取組が行われているといったところで、文言のみ抜粋をさせていただきました。

4点目「ポジティブ・アクション」についてです。内閣府のホームページにポジティブ・アクションに特化したページもございまして、そこから少し持ってきたものですけれども、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより実質的な機会均等を実現するものとなっております。

その下のカラーのところ、こちらも内閣府の参考資料を持ってきました。先に市の取組の部分を見ていただければと思いますが、審議会等における男女比率として、いわゆるクォータ制といっていますが市政に男女の意見や視点を平等に反映させるために男女の比率が、男女ともに30%以上になるように努めるという計画を定めて、それに向かって取組

を進めていると。このクォータ制は上のカラーのところで申し上げると左の一番上に出てくる、多様なポジティブ・アクションの1つの手法として出てくる手法です。

それから、国立市の取組の2つ目ですけれども、女性の活躍促進に向けた取組。内閣府資料だとゴール・アンド・タイムテーブル方式という部分に該当するものだと思いますがこれも1つの手法と位置づけられているものになります。管理職における女性職員の割合ですとか、役職者における女性職員の割合、こういったものを達成すべき目標と達成までの期間の目安を示して、その実現に向けて努力をするやり方です。国立市として20%、30%という目標を定め取り組んでいるところでして、既に管理職についている女性職員の方との交流ですとか、メンター制度、これは職域に限らず私生活も含め多様な相談ができる1対1の関係性の制度。それからキャリア形成研修ですとか、女性職員の職域拡大ですとか積極的採用サポート強化、キャリア採用、既に企業等で活躍されている女性の方のキャリア採用拡大ですとか、時間外勤務短縮、有給休暇促進、男性育児休業取得促進、こういったことに取り組むことでポジティブ・アクションを推進していくといったところの取組として紹介をさせていただきました。

以上、4点につきましては従前審議いただいていた基本方針の骨子の中にこの4点がありまして、その骨子になぞって説明をさせていただいた次第です。

【三井委員】 ユニバーサルデザインのところ、できれば資料を差し替えていただきたいぐらいなのです。国立市の歴史をお話し申し上げますが、2004年か2005年ぐらいに第三次地域保健福祉計画の検討に入って、2006年に私がその委員になっておりましたが、2006年ぐらいにそれが計画として立ち上がりました。そして2008年から2010年ぐらいに中央線高架化というのが行われたのですが、その際にJR国立駅にエレベーターとか、それからトイレとかそういうものの検討をJR東日本と東京都ではなかったのですけれども、国立市としょうがいしゃ当事者団体と3者でいろいろ一緒に場所を見に行つてこういうのがいいのではないかと、ああいうのがいいのではないかと話し合ったことがあります。それが今の国立駅に実現しています。

その後、前市長の佐藤一夫さんともめたことがあります。それはユニバーサルデザインかバリアフリーかというところなんです。私たちはバリアフリーを主張したのです。ところが条例の中に「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」という長い条例があるのですが、これ行政当局と当事者団体との合体で仕方がないということで、条例がその名前になったのです。

例えばユニバーサルの問題点として思うところが、7つの原則の一番目で誰にでも使用でき、入手できることという部分。例えば国立駅の車椅子用トイレなどは今でもそうですが、車椅子でない人でも使ってしまう。いわゆる誰でもトイレみたいな形の表現がされたりして、そういう形で現実に必要な人間が使えなくなる。また国立駅には18人乗りのエレベーターがあります。その18人乗りのエレベーターは、どっちかというと私が介助者を含めてゆったりと乗れる形、私が寝た形というのはストレッチャーみたいなゆったりできる形でエレベーターをとということで、それが18人乗りのエレベーターという形です。これを作ったJRの方に車椅子の人が優先だよと一生懸命言ったのですけれども、公共性

みたいところでそういうふうにはなっていませんが、そういう経過の中で18人乗りエレベーター。大きな駅でも当時11人乗りが最高ですと。国立駅で18人乗りが実現したおかげで、谷保駅、矢川駅が13人乗りのエレベーターという形が。これも当事者とJRの方たちとの中でそれが実現していったという、バリアフリーという意味です。

最近では、私たちの仲間で参議院議員の木村英子さんが、国土交通委員会でトイレの話などをした際に、国立市のトイレを見本にして、サイズが180センチの大きなトイレを作ってもらおうという形で、これは成立する直後くらいに矢川プラスというところに実現してほしいという形で、矢川プラスなんかはそういう形で実現されたりしています。その後は国立市ではトイレはその大きさみたいな形で決めているところがあると思います。また国土交通省で心のバリアフリーという部署がありまして、心のバリアフリーというのは単に建築物とかそういうものだけではなく、小学生なんかを対象にしてバリアフリーはこんなことだよとしてきた実践があるので、できればアメリカの方のユニバーサルデザインというのも結構なのですけども、国立市はやっぱりバリアフリーを主張していきたい。バリアフリー新法ということで2022年から動いていくのかもしれませんが、国立第二小学校にスロープをつけていただくことになったりして、それも多分東京都の中では初めてに近いくらいなのではと。とってつけたという感じではなくて室内の中でスロープをつけると。こちら当事者が要望して、それを行政が一生懸命考えてくださって実現できたところがありますので、できれば国立の歴史をひもとくならば、その辺でバリアフリーというところで観点を立てていただきたいと思います。

ユニバーサルですと大規模なショッピングセンターなんかでは、車椅子と表現していても、お子さん連れのベビーカーの人たちが使いやすいのでどんどん入って行くみたいところで、そこしか使えないしょうがいをもった人間は結局待たざるを得ないとか。

それから国立駅のトイレなんかでもそういうところがあって、その辺は国土交通省ではそういうことがあるのだよということで、矢川プラスはオールジェンダーのトイレもなっていますし、車椅子のマークもかなり大きな形で表現してもらおうとか。JRは2010年ぐらいですけども、男性のトイレにも子どものおむつ替えのスペースを作ったりしているのです。それは当事者たちとの意見の中でそういうふうになった。国立市でそういう形で先進的というのかな、今から考えると先進的な動きをしたつもりですので、ですからバリアフリーという形でここはしていただきたいなという思いです。

【藤沢委員】 ソーシャルファームについて少し違和感がある。民間の企業につまり別の受け皿を用意してそこに補助金を出してしょうがいしゃ雇用を担ってもらおうと。しょうがいしゃへの別枠調整みたいに聞こえてしまう要素がどうもある。こういったことをやるということ自体は否定するものではないのですが。基本的には労働も1つの論点だと思うのですが、労働での社会参加ということであれば、いろいろな場で働くことができるように支援する。特定の受け皿を作ってしまうことではないと思うのです。東京都に対する私の見解かもしれませんが。そうでないことを期待して、今表現の問題を含めてですがソーシャル・インクルージョンということでやっているわけだから、大きな社会的機運を高めようと、みんなで参加してということで全てはみんなでやる。基本的に目指す

ところはやっぱりそういうところではないかと思います。

【韓委員】 私もソーシャルファームについてよく知らなかったのですが、もともとそういうふうにしていなかった企業が働きづらい人を雇用することにして、例えばソーシャルファームと認証を受けたりするものなのか、それとも新たにソーシャルファームとして会社を作ったりするものなのか、どういうものなのでしょう。質問がうまくできないのですが。

【炭谷会長】 私が多分日本で一番詳しいのだろうと思いますので発言しますが、ソーシャルファームというのはもともとイタリアで発祥したのですね、1970年代に生まれました。イタリアのトリエステという精神科病院で生まれたのです。精神に疾患を持っている方々の働く場所を作らなければいけないということで。ただ、精神しょうがいしゃの人だけが集まっているのではなく、これは市民の1人として、住民の方々と一緒になって働いてこそ意味があるのではないかということで、イタリアのホテルとかレストランとかコンビニとかあらゆる職種がソーシャルファームを作りました。

今のご質問でいうと、経営自体は株式会社とか民間で、むしろ日本でいえばNPOとかそういう中間的な団体がやっているのが多いのですが、対象としては精神しょうがいしゃだけではなくて、あらゆるしょうがいしゃ、それから引きこもりをしてきたとか、それから元受刑者とか、一般ではなかなか働くのが見つからない、そういう人に対して仕事場を作っていこうと。日本ではそういうものがないです。しょうがいしゃの場合はA型、B型として比較的制度がすぐにできましたけれども、元受刑者とか引きこもりとか、それから、例えば養護施設を出た人の働く先がなかなかない。もちろんひとり親家庭の場合もないということで、そういうものが必要ではないかと。一般企業が雇ってくれば要らないのですけれども、一般企業が雇わないと。そこで第3の職場づくりとして起こってきた。

ちなみに、これはヨーロッパでは相当たくさんできていて、オランダではほぼソーシャルファームがしょうがいしゃの働く場所となり、日本でいうA型とかB型は、だんだん割合は少なくなってきている。特に隣の韓国はやはり2010年頃から力を入れて、今大体3,000社できている。韓国ではいわばこういう人たちの一番大きい働く場所になっているわけなのです。

ということで、これまでのしょうがいしゃの方々についていえば、A型、B型、これはこのまま残っていく。それとともに並行する形でソーシャルファーム。それからもちろん一般企業が雇用する。しょうがいしゃについては2.3%の雇用率がありますから。だから日本の場合は3つの職場、例えばしょうがいしゃの人であればそのどれかを選んでいただくと。または引きこもりの人であれば、大きな職場は一切ありませんので、2番目か3番目のところに選んでいただくという形の選択の場を作る。そういう意味で今、大体世界各国で作り始めている。一番進んでいるのは、ヨーロッパと韓国だろうと思います。日本はなかなか進まないです。この1つの働く場所として必要ではないかということで、私どもは、力を入れてやっております。

そういうことで詳しくちょっとご説明をする機会があればご説明をして、ご理解を頂け

ればと思います。

それでは、ここでちょっと10分間程度休憩をとらせていただきたいと思います。

(休憩)

【炭谷会長】 審議を再開します。

私は、コミュニティとつながる場の部分で記載のある、子ども食堂とかフードバンクとかこれは非常に効果があると実際に実感しているのです。私どものところでも子ども食堂をたくさん作り始めているけど、単に食事するだけではなくて、その場でいろいろな人が話し合い、お子さんとか、特に鴻巣病院という精神科病院でやっている子ども食堂の場合は地域の鬱病の患者さんとかそういう人たちが来て、子ども食堂で一緒に過ごしていて非常に効果がある。人とのつながりができて効果があると実感しております。私たちが今、全国で各都道府県に作っていかうかなと思っております。

また、これら4つの項目以外にもこういう項目を環境整備として考えてもいいのではないかとご意見もあろうかと思しますので、出していただければと思います。

【押田委員】 コミュニティとつながる場のところで、参考として国のプランの記載が引用されているのですけれども、これは私の気持ちで言うだけなのですが、どうも一億総活躍プランという政府が出しているやつについては、そのものに違和感があるかなという感じがしてしまうものですから、ここで引用するのに、ほかにもうちょっとないのかなと率直なところで。そんなに科学的根拠がといった話ではないです。

【事務局】 今回この4点のところ、今、会長からもこれ4点以外にもあればというお話がありましたけれども、今回この4点につきましては、全てまずは一般的に語られている定義を上段に書かせていただいております、下段の四角囲みの中に国立市で、そこに関連してくる取組がどんなことをやっているかということを書かせていただいております。今回皆様の審議会の中での基本方針として、こういった取組を今後さらに進めていくような方向性、どんどん、もっともっとやっていくべきだという部分、そういったところのご意見というものがあるかどうかということをお願いいたします。むしろ、例えばこの項目はあえてこの基本方針の中には入れ込まなくてもいいのではないのかという議論がありましたら、そういうことも十分可能性としてはあろうかと思えます。なので、皆様の議論をしていただく参考として今回、資料を用意させていただいておりますので、少しどのような方向性に持っていくべきかというような形でご意見等頂けると、最終的なまとめにそこは反映させていただけるかなと思っております。

【神田委員】 もともとの目標がソーシャル・インクルージョンであるとか差別の解消であるとか、差別を受けている人が相談したりであるとか、そういったところから来ているということを考えたときに、ソーシャルファームというのが少し何かつながりが弱い感じがするなというのはあると思いました。何か差別を受けている人のための対策なのかなという視点で、少し何か工夫をしないとそのまま入れられるのかどうかという感じがしましたけれども、その点はいかがでしょう。

【炭谷会長】 これ実は東京都の条例は、ソーシャル・インクルージョンを実現するためのソーシャルファームの推進条例です。ソーシャル・インクルージョンという大きな目

標を達成するために手段として、ソーシャルファームというのが出てくる。だからソーシャルファームの目的というのは、ソーシャル・インクルージョンそのものになる。なぜそうなるかと言えば、ソーシャルファームというのは、いわゆる当事者の方々、しょうがいしゃの方、元受刑者、引きこもりの方、このような人だけが働くのではなくて、一般の人と一緒に働いて、そこに特色を持たせているので、ソーシャル・インクルージョンというのは単にそのような人たちを排除するのではないと。しっかりと地域社会の中で一般の人と一緒に働いて、これが一番重要なポイントになるわけです。

【神田委員】 そうすると、差別というものと少し違うところからの視点ということですかね。

【炭谷会長】 もともと社会はしょうがいしゃの方々とか元受刑者とかが差別される、排除される、それを防ぎたいと。それを防ぐためには一緒にあって地域住民との距離感を縮めていかないといけない。だからもともとこういうものを作る必要性というのは、差別とか排除とか孤立というところにあるわけです。

【三井委員】 この中に、学校のフルインクルーシブ教育という考え方を入れていきたいなと思います。

【炭谷会長】 分かりました。まさに今回の国連の人権委員会ですか、答申でインクルーシブ教育も意見として日本政府側に示されるのではないかなと思います。

ほかに何か。もし後日お気づきの点があれば、事務局に伝えていただければ大変ありがたいです。

それでは、本日の審議はこの程度にいたしまして、最後に事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】 冒頭でもございましたけれども、今回の審議の内容に関する追加のご意見ですとか、修正意見等ございましたら10月中を目途に事務局宛てご意見を頂けましたら、それを反映させたものをまた11月にご提案させていただきたいと思います。

また、配付資料の一番最後に今後のスケジュールを配付させていただきました。次回ですけれども11月24日木曜日の同じ時間、同じ場所となっています。その後、12月是人権月間等ございますので、そちらを経て年明け1月と2月、1月19日、それから2月9日という形で審議会を調整させていただきました。よろしくお願いいたします。3月は、市の議会月ということもございまして、まだ日程調整中でございます。審議会の進捗と併せて追ってご相談させていただければと思っております。

【炭谷会長】 本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —